

令和4年5月30日一般会計予算決算特別委員会（補正予算第2号審査）

開会 午前9時47分

○落合和之議会事務局長 それでは互礼をもって始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。相互に礼。ご着席ください。初めに、委員長よりご挨拶をお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長 はい。皆様本会議の途中ですが、予算決算特別委員会の方よろしくをお願いいたします。

○落合和之議会事務局長 ありがとうございます。それでは、これより先の進行は委員長をお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長 ただいまの出席委員数は17人です。菊川市議会委員会条例第16条の規定による定足数に達しておりますので、一般会計予算決算特別委員会を開会いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第28号。令和4年度菊川市一般会計補正予算第2号についてを議題とします。ただいまから審査していただき、自由討議、採決により特別委員会としての結論を出したいと思います。会議時間短縮のため、議事進行にご協力をお願いいたします。これより質疑を行います。部ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言してください。発言する際には必ず冒頭で番号、役職名等述べるようお願いいたします。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、そこでは簡潔明瞭な質疑答弁にご協力をお願いいたします。初めに、健康福祉部の審査を行います。諏訪部健康福祉部長、所管する課名等を述べてください。諏訪部健康福祉部長。

○諏訪部健康福祉部長 はい。健康福祉部です。所管する課は福祉課になります。よろしくをお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長 はい。それでは質疑を行います。健康福祉部所管事項について質疑のある委員は挙手ををお願いいたします。はい。9番織部委員。

○9 番織部光男委員 9番織部です。先ほど繰越明許の話がありました。それで今度の補正予算、その関係を説明してくれますか。

○13 番倉部光世委員長 答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 はい。福祉課長です。繰越明許の分につきましては、令和 3 年度の非課税世帯ですので令和 2 年中の収入によって課税された分が基本となる非課税世帯に給付をしていたものが、今回の補正で上げさせていただいているのは、令和 4 年度課税で非課税、つまり、令和 3 年中の収入が非課税の数値であったという世帯に向けての給付となります。

○13 番倉部光世委員長 9 番織部委員。

○9 番織部光男委員 9 番織部です。このコロナ問題、そういうような繰越したりしている場合ではないと思うのですが、その辺のところ、できなかった理由という、ですからこの関係を、補正予算ですけれども、繰り越しとの関係だってあるわけじゃないですか。

○13 番倉部光世委員長 それぞれ別です。よろしいでしょうか。はい。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員 はい。10 番西下です。制度内容で非課税世帯で 500 世帯を見込むとあるんですけど、②の家計急変世帯がこちらどれぐらい見込んでいるのか、この見込みの中に、500 世帯の中に家計急変も入っているのかどうかと、家計急変世帯っていうのは自分で申告しなきゃいけないと思うんですけどそこら辺の方の広報の対応をこれからどうされるのかお伺いします。

○13 番倉部光世委員長 答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 はい。福祉課長です。500 世帯の根拠ですけれども、現在まだ令和 4 年度課税というのが固まっている状況ではありませんので、一部特別徴収、会社等からの給与からの天引きの部分は確定がされていますが、普通徴収の方がまだ確定が済んでおりませんので、実際の数値がわかりませんでした。ですので、似たところで令和 3 年度の非課税世帯のうち、令和 2 年度では課税世帯であったという世帯を抽出いたしまして、それが 400 何世帯かありました。それに家計急変の分を足しまして、全部で 500 世帯と見込んでおります。それと、広報につきましては、家計急変世帯、現在も家計急変につきましては、今の繰越明許の事業の方でも継続して行っているのですが、それだけではなく機会を逸しないようにということで、広報の方には掲載を予定しております。以上です。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員 はい。10 番西下です。とりあえず家計急変世帯は 100 世帯

ぐらいと見込んでいるということですか。

○13 番倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 福祉課長です。100 世帯までは見込んでおりませんが、両方合わせて 500 と見込んでおります。

○13 番倉部光世委員長 はい。答弁が終わりました。よろしいでしょうか。その他質疑ございますか。はい。4 番渥美委員。

○4 番渥美嘉樹委員 4 番渥美です。一点だけ。3 款 1 項 1 目の 12 節電算業務委託料についてなんですが、このシステム構築業務っていうのが以前も予算の中に同じように計上されていたように記憶しているのですが、感覚的に考えると、一度システム構築したら当分は必要ないのかなと思っていたのですが、このシステムというものの内容と、なぜ今回も必要になったのかっていうものを伺えればと思います。以上です。

○13 番倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 福祉課長です。こちらシステムの方ですが、今回の補正分といいますのが基準日 12 月 10 日の時点の世帯において、現在までに支給を受けていない世帯ということで、前回の非課税世帯で、もうすでに受けている方を抜かなければならないというようなシステムの構築になります。そういったことで、新たなシステムを用意しないと、新たな要件を引き去ることができないということで再度システムの構築が必要となったものとなります。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいでしょうか。その他ございますか。はい。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 17 番です。本事業の対象者、この関係についてはここに書かれているように、住民税の非課税世帯と先ほど説明がありましたけれども、家計急変世帯ですよ。

○吉川福祉課長 はい。

○17 番松本正幸委員 ですので家計急変世帯の給付、この関係についてどのような、支給要件があるか、伺いたいと思います。

○13 番倉部光世委員 答弁を求めます。はい。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 はい。福祉課長です。家計急変世帯への支給要件といいますのが先ほども申し上げたように、本事業の支給をいまだ受けていない世帯の方でそ

して新型コロナウイルス感染症の影響を受けて仕事を退職したり、収入が減ってしまったりしたことで非課税世帯と同等の状況になったということであれば、支給の対象となります。具体的には令和 3 年中の収入減少につきましては、課税状況で判断する。6 月の半ばには令和 4 年度の課税が固まりますので、その時点では非課税世帯であるということ判断できますが令和 4 年 1 月以降の収入状況というのはその過程では判断ができませんので、令和 4 年の 1 月以降の収入が減収しているかどうかということを確認させていただきます。具体的には申請者の人から資料を提示していただくのですけれども、収入とかあるいは所得の非課税限度額とその収入額も 1 年換算したものと比較をさせていただいて、限度額に達していないということであれば、非課税枠に入ってしまうということであれば給付をするというような仕組みとなっております。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長 はい。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 はい。17 番です。今の説明の中に今後は申請が必要であるよってということだと思えるんですね。ただし、収入が減少したってことの証明。こういったものが必要とされていると思うんですけれども、例えばなんですかけれども、自営業とか給与明細をもらえない場合、こういったケースが出るんじゃないかなと思うんですけれども、その措置っていうものが考えられているのですか。

○13 番倉部光世委員長 答弁を求めます。吉川福士課長。

○吉川福祉課長 はい。福祉課長です。自営業の方や給与明細をもらえない場合っていうのも国から Q&A でどうするかっていうことが決められておまして、例えば自営業の方であれば、確定申告のときのように収入額と経費を示していただいて、それを所得換算して判断をしていくということになりますし、もし新型コロナウイルス感染症の影響により休業をしてしまったとかいうことであれば、その旨の申述書を作成していただくということになります。また、中には給与明細が会社も閉めてしまって給与明細もらえないっていう方も生じる可能性がありますので、その場合にもその旨の申述書をご記入いただくとともに、給与の振込みがされていた通帳も提示していただきまして、例えば 1 月までは入っていたけれども 2 月からは会社からの振込みがないということを確認しながら判断をさせていただくようになります。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長 はい。よろしいですか。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 もう一点だけお聞かせください。非課税相当限度額あるかと思うんですよね。これ市町によって、おそらく限度額が違ってくるんじゃないかなと思いますんで、その限度額をもしわかったら教えていただきたいなど。

○13 番倉部光世委員長 はい。答弁を求めます。吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 福祉課長です。収入の非課税相当額としてこちらで考えているのが、子細に応じて基準額が変わってしまう、扶養している人数とか変わってまいりますので、例えば単身または扶養親族がない場合には 93 万円を限度額として、そうすると、月 7 万 5000 円以下であるってというようなそういう計算の方法となります。同じように所得換算であれば 38 万円ということで見えております。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長 よろしいですか。その他ございますか。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員 9 番織部です。説明資料を見ますと 500 人見込みということで、今までの予定より増えているというのがこの補正予算の金額ということであると思うんですけれども人数の傾向というのがやはりコロナで増えているから補正を組まなきゃならないということではないですか。私はそう判断するんです。

○13 番倉部光世委員長 吉川福祉課長。

○吉川福祉課長 はい。福祉課長です。あくまでもこの数字の概算は前年度の状況を見ながらの計上ではございますが、これはコロナによって増えた数字というよりは、非課税世帯が何世帯かということ推測した上で立てた数字が 500 世帯であるということになっております。以上でございます。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。よろしいですか。そのほか質疑ございますか。ないようでしたら、以上で健康福祉部の審査を終了いたします。ここで執行部の入れかえを行います。ありがとうございます。続いて、こども未来部の審査を行います。竹田こども未来部長所管する課名等を述べてください。

竹田こども未来部長。

○竹田こども未来部長 こども未来部長です。今回ご審議いただく課は子育て応援課になります。よろしくお願いたします。

○13 番倉部光世委員長 それでは、質疑を行います。こども未来部の所管事項について質疑のある委員は挙手をお願いいたします。はい。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 17 番です。子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者の関係であります、外国人の人も生まれると思いますけれども、対象のなる要件というものがあるかと思しますので、その説明をお願いいたします。

○13 番倉部光世委員長 答弁を求めます。堀川子育て応援課町

○堀川子育て応援課長 子育て応援課長でございます。子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象者でございますが、児童扶養手当の受給者とそれ以外の令和4年度住民税非課税世帯の子育て世帯等であります。ですので、外国人であっても支給要件に該当する場合は支給対象者に含まれております。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。質疑ございますか。17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 ありがとうございます。次に生活保護世帯の関係についてお伺いしたいと思います。おそらく、生活保護世帯についても、対象となると思いますがいわゆる生活保護制度。被保険者の収入認定では、収入として認定されるのか。被保護者の収入認定というのがあるかと思うんですけれども、収入として認定されるか。いわゆるいくらのお金をもらうわけです。この関係について保護制度の中におそらくそういったものが、書かれていると思いますけれども、この給付金自体がいわゆる収入と認められると何らかの影響がおそらく出てくるんじゃないかなと思います。そのところについて考えを伺います。

○13 番倉部光世委員長 答弁を求めます。武田こども未来部長。

○竹田こども未来部長 こども未来部長です。詳しい要件につきましては国の要綱を確認をさせていただきますけれども当然保護世帯ということでございますので、そこら辺の収入については確認しながら要綱を確認しながらになりますけれども、生活保護世帯ということであれば、そういったことも対象になるかというふうに考えてございます。はっきりお答えできなくて申し訳ございません。

○13 番倉部光世委員長 17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 いろいろ調べてもらえればわかるんじゃないかなと思いますけれども、一応、今回の場合については支援の特別給付金ということになれば。おそらく、収入の認定の中では、認定しないようになると自分は解釈してるのですが、そういうことを少し調べてみてください後ほどいいので報告いただきたいと思えます。

○13 番倉部光世委員長 答弁が終わりました。竹田こども未来部長。

○竹田こども未来部長 ありがとうございます。そういう国の要件を確認をしながらその辺またご報告をさせていただきたいと思います。

○13 番倉部光世委員長 そのほか質疑ございますか。ないようですので、以上で、こども未来部の審査を終了します。ここで質疑を終了いたします。ここで執行部は退席となります。ありがとうございました。それではただいまから、議会基本条例第一条第二項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。規定に基づき委員間の自由討議を行います。ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。自由討議ございますか。9 番織部委員。

○9 番織部光男委員 9 番織部です。補正予算としましては今回の、問題はないかと思うのですが。補正予算で、大きくやるっていうことは年度予算、本予算ですね。後でやるということになるものですからやはり審査を十分やらなきゃいけないと思いますので、補正予算の委員会は重要に考えた方が私は良いと思っておりますが、そういったことに対しての意見があれば。

○13 番倉部光世委員長 補正予算の内容についてお願いしたいのですが。先ほどの生活保護世帯ですが、横山委員が調べていただいたところには生活保護世帯も対象となりますと書いてあります。執行部からまた回答がくるかとは思いますが。自由討議ほかにごございますか。15 番内田委員。

○15 番内田隆委員 非課税世帯ということで大きくくりになっていると思うんですけどこの前岡山で有名になった人は多分 2 年度のときの非課税世帯じゃないかなというふうに思いますので。国の方で非課税世帯の人たちで全部給付するっていうことで決めてきている中では、指導するというのもできないと思うんですけどやはり、税法上非課税世帯だけが有効になるっていうのはちょっと自分とすると、いいのかなっていう思いはあります。

○14 番山下修委員 以上です。

○13 番倉部光世委員長 9 番織部委員。

○9 番織部光男委員 まさにそのとおりだと思うんです。今の農業従事者の場合が所得でいきますと、非課税世帯にも入ってしまう世帯はかなりあると思うんですね。給与所得ですとはっきりとしますけども、農業所得とかだけに偏ってる人なんかの所得というのはもう非常に経費倒れで赤字ということになってしまうん

ですけども、実際やってる渡辺議員はそういったところでいろんな考えをお持ちかと思しますので意見の方出していただければと思います。

○13 番倉部光世委員 3 番渡辺委員。

○3 番渡辺修委員 指名されたので、この件ではないんですけど、コロナに関して給付金が、所得が減ったってということで茶業者結構もらっているんですよね。支払の時期をずらして減ったように見せたようになっていうのも実はあったりしたんですけども。うちの場合もそんなに儲かっているわけじゃないんですけども、面積をどんどん増やしていったので所得は収入がだんだん上がってきたんですよね。大変経営は苦しいですけど、私この何年間で皆さんがもらっていたものが1円ももらえずに、これとは別に振興会の、その前に役員やっていたので、皆さんに給付金をやる判子を打ったわけです。自分の名前もあって私の名前が0のところに判子を打ったわけですけどね。実際その規模を拡大してやっていくと実はもらえないというような、そういうジレンマがありましてもうちょっと実態に、そぐったような、そういったような所得が農業の場合ちょっと難しいです。そこで、設備投資したりとかありますので、そこをまた審査しろというのももう細かすぎて無理には無理なんですけども。自分は少し不利益を被ったと思うので、自分の立場で言えないんですけども、審査が難しい。比較・検討が難しいのが、自営業だなどは私は思っています。以上です。

○13 番倉部光世委員長 17 番松本委員。

○17 番松本正幸委員 今回のこの事業に関しては、国の考え方が強い。本当にすべてがそうだと思うんです。ですので、住民税非課税世帯のいわゆる臨時特別給付金の中では、当然二本立てになっているわけでありまして。当然、家計急変世帯、こういったものの給付もある。農業の関係のこと言われているんですけど、私はこの二本についての関係のものを説明させていただいているんですけど、それと同時に子育て世帯支援特別給付金、この関係についてはやはりオーソドックスに対象となる方、そういったものについては軽減をしていただいて、対象者を増やして行くような方法を是非考えていただけたらと思っております。先ほども生活保護世帯の関係は当然対象になるんですけど、いわゆる先ほど言った収入の関係から、もしこれが入っても落とされるっていう可能性があるわけですよね。それはありえないっていうことに恐らくなっている。国の方の制度として考えて

いるものであるので、市の方の考え方というものはあまり入っていない、実質的に、そういうことだと思うので出来るだけ対象者全員に配布、交付できるように速やかに対処していただきたいと思っております。以上です。

○13 番倉部光世委員長 その他ございますか。10 番西下委員。

○10 番西下敦基委員 10 番西下です。これ国の支援制度そのままやってる感じだと思うんですけど、ただこれをやって 5 万 10 万配って効果がどうだったかっていう検証をぜひ市でもしていただいて、どのようなものが良かったか。結局、原油などが高くなってしまっているの、その根本を何とかしていただく、あと働く場とか、給料が下がったとか、そこら辺の根本的な問題を考えていっていただければと思いました。以上です。

○13 番倉部光世委員長 その他皆様からご意見ございますか。無いようですので、以上で自由討議を終わります。それでは採決を行います。議案第 28 号令和 4 年度菊川市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。ありがとうございます。挙手全員。よって議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。ただいまの審査結果を本会議にて報告させていただきます。それでは、これをもちまして一般会計予算決算特別委員会を閉じたいと思います。赤堀副委員長、閉会の挨拶をお願いいたします。

○11 番赤堀博副委員長 ありがとうございます。議案第 28 号一般会計の補正予算ということで、コロナで困っている家庭、それから物価高騰により困っている家庭への速やかな支給をお願いしたいと思います。ありがとうございます。互礼をもって終了いたします。

○落合和之議会事務局長 相互に礼。ありがとうございます。